

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	大西排水樋門他5樋門操作業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 池田 大介 兵庫県姫路市北条1-250
契約締結日	令和 5年 4月 3日
契約の相手方の氏名及び住所	宍粟市長
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,613,600-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

ランク	特例政令等の該当

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 契約件名 大西排水樋門他 5 樋門操作業務

2. 相手方名 宍粟市長

3. 随意契約の理由

本契約は、揖保川の河川管理施設である大西排水樋門、名畑排水樋門、クラカケ排水樋門、須賀沢排水樋門、川戸排水樋門及び宇原谷排水樋門（以下「大西排水樋門他」という。）について、操作及び点検整備等の業務を委託するものである。

河川管理施設の施設操作については、河川法第 99 条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができる。大西排水樋門他は、操作の及ぼす影響が旧一宮町及び旧山崎町に限られることから、大西排水樋門、名畑排水樋門及びクラカケ排水樋門は、昭和 59 年 4 月 1 日及び平成 5 年 4 月 1 日、委託者近畿地方建設局長を甲とし、受託者一宮町長を乙とし、宇原谷排水樋門は、昭和 59 年 4 月 1 日、委託者近畿地方建設局長を甲とし、受託者山崎町長を乙とし、川戸排水樋門及び須賀沢排水樋門は、平成 17 年 4 月 1 日、委託者近畿地方整備局長を甲とし、受託者宍粟市長を乙としてそれぞれ操作委託協定を締結している。

なお、一宮町及び山崎町は、平成 17 年 4 月 1 日をもって山崎町、一宮町、波賀町及び千種町の 4 町が合併し、現在宍粟市になっている。

以上のことから、本業務を委託できるのは、唯一、宍粟市であることから随意契約を行うものである。

4. 随意契約する根拠法令

会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第三号